

## 勧誘方針

当組合は、「金融商品販売法」の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済の金融商品を推進するにあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった推進活動に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう、努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの組合が取り扱う金融商品の利用目的、知識、経験、財産の状況及びご意向を充分考慮のうえ、適切な金融商品をお勧めすることと情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、お勧めする金融商品の内容やリスク内容などの重要な事項について、充分理解していただくよう、努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまが誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問や電話による推進活動は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な商品説明や推進活動が行えるよう、役職員の研修の充実等に努めます。

平成 17 年 8 月 1 日

山口県漁業協同組合